

岩手県告示第624号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）申請のあった年月日 平成23年9月21日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人日本刮痧協会
 - イ 代表者の氏名 工藤尚子
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子869番地7
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、刮痧治療法・健康法についての認識を広め、調査研究を行い、施術者を養成し、全国の慢性病患者の治療、体質改善を促進するとともに、その予防、啓発に貢献し、患者及びその周辺の人達のより豊かな生活の質の向上に協力することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2（1）申請のあった年月日 平成23年9月22日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人子育てサポート雫石
 - イ 代表者の氏名 石川悦子
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県岩手郡雫石町
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、交流の場等を通して、健やかな子どもの成長と安心して子育てができる環境作りのための支援活動を行うことにより、地域全体で子どもたちを育てる社会作りに貢献することを目的とする。